

第4部. 障害福祉計画・障害児福祉計画の具体内容

1. 令和5年度（2023年度）の成果目標

国の基本指針の内容や過去の実績等を踏まえ、実現の可能性も勘案した上で、令和5年度（2023年度）の成果目標を以下の様に設定します。

（1）福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している障がい者のうち、今後、共同生活援助等を利用し、地域移行をはかることが見込まれる障がい者数を目標値として設定します。

<福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る方策>

施設入所者については、地域へ移行する際の環境づくりが非常に重要となっています。移行を進めるにあたっては、住居の確保、連絡体制の確保、緊急事態の対応等きめ細かな環境づくりが求められています。

一方、居住確保については契約や費用面での負担等の課題がみられ、移行が進まない現状が見られます。

そのため、スムーズな地域への移行ができるような体制づくりの充実に努めるものとします。

事 項	数 値	備 考
令和元年度末現在入所者数(A)	126人	令和元年度末(R2.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	121人	令和5年度末の見込み数
【目標】 削減見込み目標値(C)	5人 (4%)	$C = A - B = E - D$ (国指針:目標1.6%以上削減)
新規入所者数(D)	15人	令和3年～令和5年度末までの新規入所者の見込み
退所者数(E)	20人	令和3年～令和5年度末までの退所者の見込み
【目標】 地域移行目標値(F)	10人 (8%)	Eのうち、地域移行目標者 (国指針:目標6%以上移行)

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用する障がい者について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき就労移行支援事業等の利用者の増加をはかっていくものとし、一般就労への移行等をはかることが見込まれる障がい者数を目標値として設定します。

<就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策>

就労移行については、事業所の質の向上と就労移行先と連携したきめ細かな計画が求められています。この間、就労移行支援事業所数は増加傾向にあり、利用者が自分にあった事業所を選択できるようになってきています。

そうした中、事業所においては、受け入れ先の企業と連携し、障害に対する理解を高めしていくことや、就労が継続できるような環境づくりが求められます。また、利用者自身も技能の習得、マナーや生活習慣、人との関わり等、一般的に必要なスキルを身に付けていく必要があり、そのためにも利用者に応じたケアやサービスの提供が求められます。また、新たな事業である就労定着支援もはじまっており、今後は着実に成果をあげていけるようにしていく必要があります。

今後とも事業所の取組みを支援し、就労移行に向けた環境づくりに努めるものとします。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数(A)	23人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標】 目標年度(令和5年度)における年間一般就労移行者数	24人 (Aの1.04倍)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針:令和元年度実績の1.27倍以上)

② 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労移行支援事業の移行者数(A)	8人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行実績
【目標】 目標年度(令和5年度)における一般就労への移行者数	9人 (Aの約1.13倍)	令和5年度末の一般就労への移行者数 (国指針:令和元年度末の1.3倍以上(30%)の増加)

③ 令和5年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数(A)	8人	令和元年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和5年度)における一般就労への移行者数	8人 (A の約 1.00 倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和元年度末のおおむね 1.26 倍以上(26%)の増加)

④ 令和5年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数(A)	7人	令和元年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和5年度)における一般就労への移行者数	7人 (A の約 1.00 倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和元年度末のおおむね 1.23 倍以上(23%)の増加)

⑤ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
【目標】 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	20 人	(国指針:令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。)
【目標】 令和5年度末の管内就労移行支援事業所数	11 か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
【目標】 令和5年度末における就労移行率が8割以上の就労支援事業所の数	3か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括支援システムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、協議をはかっていくことを目標とします。

事 項	成果目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	令和3年度 (市単独設置)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年間1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間1回

(4) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣自治体、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を行うことを目標とします。

事 項	成果目標
地域生活支援拠点等の整備	設置 (徐々に機能を増やしていくこと により段階的に設置)
地域生活支援拠点等の充実に向けた運用状況の検証及び検討	年間1回

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、新たに整備される浦添市障がい福祉関連複合施設において、児童発達支援センターの機能確保を進めます。

保育所等訪問支援の充実については、現在も実施しており、今後も事業について多方面への周知を行っていきます。

現在、主に重症心身障がい児を受け入れている事業所はありませんが、障がい児を受け入れる事業所によりニーズに対応できている状況にあります。今後、ニーズの増加があった際に対応できる体制の確保について検討を行っていきます。

医療的ケアを必要とする障がい児の受け入れ先が不足していることから、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置をはかっていくものとします。

事 項	成果目標
児童発達支援センターの設置	令和3年度 (市単独設置)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和3年度
医療的ケア児支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携をはかるための協議の場の設置	令和3年度 (市単独設置)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

障がいのある人や障がいのある子が地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が求められます。国の指針では、令和5年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを定めています。

浦添市では基幹相談支援センターについて、令和3年4月よりこれまでの直営から指定管理者への業務委託に移行していくことから、委託事業者との連携のもと、総合的・専門的な相談支援の継続・充実をはかっていくとともに、市内相談支援事業所への訪問を実施し、困難事例の把握や相談員との連携に努めています。

また、引き続き自立支援協議会相談支援部会において、委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所で対応した事例を共有し（事例検討会）、相談員の連携支援の知識・技術の向上をはかるとともに、事例検討会に関係機関の参加や関係機関からの事例報告を取り入れ、連携強化をはかります。

事 項	成果目標
総合的・専門的な相談支援の実施	1か所
地域の相談支援体制の強化	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	14 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	1回

（7）障害福祉サービスの質を向上させるための取組み【新規】

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、改めて障害者総合支援法の基本理念に沿って、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供が必要であり、国の指針においても令和5年度末までにサービスの質の向上をはかるための取組みに係る体制構築を定めることになっています。

提供されるサービスの質や利用者にとってのサービスの内容が適切かどうかといった評価ができるよう、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用していくとともに、その共有をはかるため、事業所に研修会等を実施していきます。

事 項	成果目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人／年間
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和5年度構築

2. 障害福祉サービス利用見込み量等について

居宅介護、重度訪問介護等、訪問系サービスについて、障がいのある方の要望に応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携をはかるとともに、その充実を促進します。

また生活介護、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスについて、障がいのある方の要望を踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

さらに地域における居住空間の確保がはかれるよう、サービス提供事業所との連携をはかり、グループホーム（共同生活援助）のサービス提供を促進します。

※居宅介護など一部サービスについては、障害支援区分の判定が必要です。

(1) 訪問系サービス

1) サービスの概要・見込み量

①居宅介護（ホームヘルプ）

<サービスの概要>

日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）を対象に、自宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除洗濯などの家事援助等の日常生活の支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	－	○	○	○	○	○	○

○印は該当する区分です。以下同じ。

<見込み量>

日常生活に密着したサービス内容のため利用者は年々増加傾向にあります。今後も増加が見込まれることから、近年の伸びを勘案して増加を見込みます。

■居宅介護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	242 人	262 人	272 人	282 人
サービス見込量(時間)	6,074 時間	6,598 時間	6,860 時間	7,122 時間

②重度訪問介護

<サービスの概要>

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人を対象とし、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	－	－	－	－	○	○	○

<見込み量>

ほぼ横ばいで推移しており、今後も現状のまま推移するとみられることから、横ばいから微増で推移していくものと見込みます。

■重度訪問介護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	11人	12人	13人	13人
サービス見込量(時間)	3,412時間	3,437時間	3,617時間	3,617時間

③行動援護

<サービスの概要>

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【対象:知的・精神・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
行動援護	－	－	－	○	○	○	○

※障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあっては、これに相当する支援の割合)である方。

<見込み量>

障がい者の外出や余暇活動等、一定のニーズがあり、この間は横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

■行動援護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	8人	10人	10人	10人
サービス見込量(時間)	210時間	225時間	225時間	225時間

④同行援護

<サービスの概要>

視覚障がいのある方が移動の際に著しい困難を有するとき、外出に必要な援助を行います。

【対象:身体・難病(視覚障害を有すること)】

<見込み量>

この間、おおむね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

■同行援護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	39人	42人	42人	42人
サービス見込量(時間)	1,220時間	1,266時間	1,266時間	1,266時間

⑤重度障害者等包括支援

<サービスの概要>

常時介護の必要性が高い人(重度訪問介護の対象であって四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態の方など)に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【対象:身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	-	○

※以下の3つのタイプの何れかに該当する必要がある。(I類型・II類型は四肢すべてに麻痺等があり寝たきり状態にある方)

I 類型:人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(筋ジストロフィー・ALS・脊椎損傷・遷延性意識障害)

II 類型:最重度知的障がい者(重症心身障害)

III 類型:障害支援区分の行動関連項目10点以上(強度行動障害)

<見込み量>

県内に実施可能な事業所がないことから、見込値は0とします。

■重度障害者等包括支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込量(時間)	0時間	0時間	0時間	0時間

2) 訪問系サービスの見込み量確保のための方策等

- 訪問系サービスは、在宅生活を送る上で身近で重要なサービスであることから、事業者と連携をはかりながらサービス提供体制の確保に努めます。また、増加見込み量を確保するため、サービス提供に携わる人材の育成支援に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、前述したように、県内に実施可能な事業所がなく、見込値は0に設定していますが、この間、相談支援事業所に対し、同事業に関する問い合わせ等が寄せられるなど、利用ニーズ自体が存在しないわけではないと推察されます。同事業については、サービス調整事務の煩雑さや請求業務の負担も大きいことが指摘されており、全国的にもほとんどサービス提供が進んでいない状況です。重度の障がいのある方が地域での生活を継続できるようにしていくためにも、沖縄県などとも連携し、サービスニーズや事業実施を難しくしている課題等の把握に努め、必要に応じ、国に対して制度見直しを働きかけます。あわせて、生活介護事業所等といった関連サービス事業所に対し、単独あるいは連携による指定取得の働きかけを検討していくものとしします。



(2) 日中活動系サービス

1) サービスの概要・見込み量

①生活介護

<サービスの概要>

常に介護を必要とする方に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【対象:身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	—	—	○ (50歳以上)	○	○	○	○

<見込み量>

近年の伸びを勘案して、今後の増加を見込みます。

■生活介護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	274人	294人	304人	314人
サービス見込量(時間)	5,735人日	6,053人日	6,212人日	6,371人日

②自立訓練（機能訓練）

<サービスの概要>

地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の必要性を有する身体障がい者・難病患者に対し、一定期間、身体的リハビリテーション等を実施します。

【対象:身体・難病 標準利用期間:18ヶ月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(機能訓練)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

近年の実績は年度により若干増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移していることから、微増から横ばいで推移していくものと見込みます。

■機能訓練 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	2人	2人	2人
サービス見込量(時間)	0人日	36人日	36人日	36人日

③自立訓練（生活訓練）

<サービスの概要>

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の必要性を有する知的障がい者及び精神障がい者に対し、一定期間、家事能力向上のための訓練等を実施します。

【対象:知的・精神 標準利用期間:24ヶ月(長期入院・入所からの移行は36ヶ月)】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(生活訓練)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

近年は微増から横ばいで推移しており、今後においても微増で推移すると見込みます。

■生活訓練 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	55人	57人	58人	59人
サービス見込量	750人日	760人日	770人日	780人日

④就労移行支援

<サービスの概要>

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

【対象:身体・知的・精神・難病 標準利用期間:24ヶ月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労移行支援	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

この間、微減傾向もみられましたが、就労移行を促進していく中で過去の水準まで戻ることを見込みます。

■就労移行支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	37人	43人	43人	43人
サービス見込量	563人日	669人日	669人日	669人日

⑤就労継続支援A型（雇用型）

＜サービスの概要＞

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対して、就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援(雇用型)	障害支援区分による制約なし						

＜見込み量＞

就労移行支援終了後の受入先であり、ほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

■就労継続支援A型(雇用型) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	126人	128人	128人	128人
サービス見込量	2,481人日	2,474人日	2,474人日	2,474人日

⑥就労継続支援B型（非雇用型）

＜サービスの概要＞

就労の機会を通じて生産活動に係る知識及び能力の向上が期待できる方に対して、OJT（具体的な仕事を通じた指導）を実施し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会を提供し、雇用形態への移行を支援します。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援(非雇用型)	障害支援区分による制約なし						

＜見込み量＞

就労移行支援終了後の受入先であり、ほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

■就労継続支援B型(非雇用型) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	320人	320人	330人	330人
サービス見込量	5,708人日	5,708人日	5,725人日	5,725人日

⑦就労定着支援

<サービスの概要>

一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じ、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間に必要な支援を行います。

<見込み量>

平成 30 年度より開始されたサービスであり、事業開始直後からの伸びもゆるやかになってきていると思われることから、微増傾向で推移すると見込みます。

■就労定着支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	18 人	18 人	19 人	20 人

⑧短期入所

<サービスの概要>

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所	—	○	○	○	○	○	○

<見込み量>

施設の不足により、利用者数はほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

■短期入所(福祉型) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	73 人	73 人	73 人	73 人
サービス見込量	398 人日	398 人日	398 人日	398 人日

■短期入所(医療型) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3 人	4 人	4 人	4 人
サービス見込量	11 人日	13 人日	13 人日	13 人日

⑨療養介護

<サービスの概要>

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

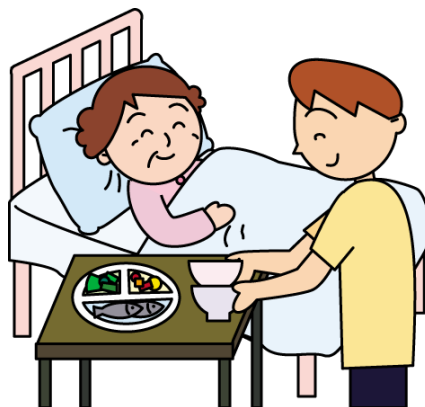
【対象:気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上】

<見込み量>

ほぼ横ばいで推移しており、今後も横ばいから微増傾向で推移すると見込みます。

■療養介護 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	39人	39人	40人	40人



2) 日中活動系サービスの見込み量確保のための方策等

- 生活介護については、重度障がいのある人の地域生活への移行を推進する観点より引き続き拡充していく必要があることから、事業者と連携をはかりながらサービス提供体制の確保に努めます。また、増加見込み量を確保するため、サービス提供に携わる人材の育成支援に努めます。
- 一般就労や福祉型就労等に従事し、一人ひとりが生きがいを持って働けるよう、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら、利用者が希望する就労の実現をめざします。
- 就労定着が困難で退職してしまった場合にも、空白期間を生じずに就労移行支援を速やかに再開できるよう、他の自治体の状況も参考に、受給者証の有効日数に柔軟性を持たせていくことも含め、切れ目のない支援のあり方の調査・検討に努めます。
- 受注機会の拡大に向けたマッチング支援、販路拡大や工賃向上につながるような支援等について、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会との連携により検討していくとともに、市として可能な支援について検討・実施に努めます。
- より質の高いサービスを提供できるよう、就労に関する事業者主体の連絡会の活動について側面的支援等をはかります。
- ICT 活用によるテレワーク等の働き方について、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会と連携し、障がい者の就労支援につながる事例の収集・発信に努めます。
- 短期入所については、事業所の不足もみられることから、サービス事業所に対し、参入促進を働きかけていきます。

※なお、新型コロナウイルス感染症等への対策として、利用者が日中活動系サービスの利用を控えるケースも多くみられ、就業生活に支障をきたしたり、利用者のストレスにつながったりする状況が懸念されています。そのことから、国から随時示される対策等に基づき、適切かつ柔軟な対応を促していくとともに、「新しい生活様式」をはじめとした感染症予防対策について、多様な媒体を通じて情報提供を行い、適切なサービス利用に努めます。

(3) 居住系サービス

1) サービスの概要・見込み量

① 自立生活援助

<サービスの概要>

施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

<見込み量>

利用者は少ない状況で推移しており、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

■ 自立生活援助 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	1人	1人	1人

② 共同生活援助（グループホーム）

<サービスの概要>

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【対象：知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
共同生活援助	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

施設の不足等により利用者の伸びが抑えられており、増減を繰り返している状況もみられます。今後は横ばいから微増傾向を見込みます。

■ 共同生活援助 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	69人	58人	59人	59人

③施設入所支援

<サービスの概要>

入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事の介護、その他の省令で定めるサービスを提供します。従来の入所施設の住まい（夜）の部分です。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	－	－	－	○ (50歳以上)	○	○	○

※日中活動系サービスを訓練等給付で利用する場合は、区分に関係なく利用可能

<見込み量>

施設入所支援については減少傾向で推移しています。今後も地域移行を促進していくことから、施設入所支援については減少していくものと見込みます。

■施設入所支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	126人	123人	122人	121人

2) 居住系サービスの見込み量確保のための方策等

- ・自立生活援助は平成30年4月に新設されたサービスであり、利用者が少ない状況で推移していることから、サービスの周知をはかっていくとともに、事業者への新規参入を働きかけ、地域生活を支援する体制の整備に努めます。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、施設の不足や定着等に課題がある状況も懸念されることから、実態把握に努めるとともに、施設の不足がみられる場合には生活介護等のサービス事業者に対して参入を働きかけていくものとします。



3. 相談支援サービス利用見込み量等について

計画相談支援をはじめ、県や相談支援事業所と連携し、地域移行支援、地域定着支援を推進します。

(1) 相談支援サービス

1) サービスの概要・見込み量

①計画相談支援

<サービスの概要>

障がい者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を策定するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントを実施します。

平成 24 年 4 月に支給決定プロセスが見直され、平成 27 年 4 月より、障害福祉サービスを利用する際は、原則としてサービス等利用計画を作成することとなっています。

<見込み量>

各種サービスの利用者数の増加にともない、利用者数も増えるものと見込みます。

■サービス等利用計画の作成(相談支援) 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	300 人	310 人	320 人	330 人

②地域移行支援

<サービスの概要>

福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保等、地域における受入体制の整備を行うものです。

<見込み量>

利用者数が少ない状況ですが、地域移行を推進していく中で、利用者数の増加を見込みます。

■地域移行支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1 人	4 人	7 人	10 人

③地域定着支援

<サービスの概要>

福祉施設、精神科病院を退所・退院して単身生活に移行した方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応、相談する事業です。

<見込み量>

この間の利用はみられませんでした。事業の周知・利用促進を働きかけていくものとし、微増を見込みます。

■地域定着支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	1人	1人

2) 相談支援サービスの見込み量確保のための方策等

- ・計画相談支援について、市のホームページ等を通じて障がいのある方への周知をはかっているとともに、基幹相談支援センターとの連携のもと、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。
- ・地域定着支援について、利用が進んでいないことから、事業の周知・利用促進を働きかけていきます。



4. 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込み量等を定めます。

(1) 自立支援給付（障害福祉サービス）

1) サービスの概要・見込み量

①児童発達支援

<サービスの概要>

未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

<見込み量>

発達障害に対する社会的認知度や認識も高まっていくなか、微増傾向で推移しています。浦添市障がい福祉関連複合施設の整備により利用促進につながると思われることから、増加を見込みます。

■児童発達支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	188人	200人	210人	220人
サービス見込量	1,962人日	2,000人日	2,020人日	2,040人日

②医療型児童発達支援

<サービスの概要>

就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

<見込み量>

利用者数が少なく、減少傾向も見受けられますが、事業の周知等により、今後は微増傾向で推移していくと見込みます。

■医療型児童発達支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	4人	5人	6人	6人
サービス見込量	48人日	65人日	75人日	75人日

③放課後等デイサービス

<サービスの概要>

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

<見込み量>

放課後等における児童の社会的交流、訓練、生活能力向上につながることからニーズが高まっており、増加傾向で推移しています。近年の伸びを勘案し、今後も増加を見込みます。

■放課後等デイサービス 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	402人	420人	430人	440人
サービス見込量	5,464人日	5,490人日	5,503人日	5,516人日

④保育所等訪問支援

<サービスの概要>

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<見込み量>

ほとんど利用されていない年度も見受けられますが、一時的な減少であったと思われます。浦添市障がい福祉関連複合施設の整備により利用促進につながると思われることから、増加を見込みます。

■保育所等訪問支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	7人	8人	9人
サービス見込量	2人日	10人日	11人日	12人日

⑤居宅訪問型児童発達支援

＜サービスの概要＞

外出することが難しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

＜見込み量＞

新規サービスとして開始していますが、この間には実績がなく、利用ニーズがみられないことから、見込み値としては今後も0として設定します。

■居宅訪問型児童発達支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人	0人

⑥障がい児相談支援

＜サービスの概要＞

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとのモニタリングなどの支援を行うものです。

＜見込み量＞

児童に対するサービスの浸透により、利用者数が大きく伸びています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

■障がい児相談支援 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	130人	130人	140人	150人

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

＜サービスの概要＞

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するため、コーディネーターの配置を行う。

＜見込み量＞

医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携をはかるための協議の場の設置にともない、コーディネーターの配置をはかっていくものとします。

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数	0人	1人	2人	3人

2) 自立支援給付（障害福祉サービス）の見込み量確保のための方策等

- 浦添市障がい福祉関連複合施設の周知を行う中で、児童発達支援や保育所等訪問支援等、関連サービス利用の促進をはかります。
- 居宅訪問型児童発達支援については、新規サービスとして開始していますが、実績がなく、利用ニーズもみられない状況にあることから、事業の周知を積極的に行い、サービスを必要とする方に情報が行き届くようにしていきます。



5. 地域生活支援事業の見込み量等について

本市の地域生活支援事業の基盤整備にあたっては、障がいのある方の要望等を十分に踏まえつつ、現行のサービス量の低下等を招くことなく必要な水準を確保するよう各事業を推進します。なお、地域生活支援事業は、市町村等が必ず実施しなければならない必須事業のほか、地域の特性や利用者の状況に応じて任意で実施する事業からなっています。事業内容は、国から例示された事業目的を踏まえつつ、自治体の判断により一定程度柔軟な運用をはかることができるものとなっています。

(1) 必須事業

1) 事業の概要・見込み量

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための取組みを実施し、共生社会の実現をはかります。

<事業の概要>

障害についての理解を深めるためのリーフレット作成や共生社会実現に向けた啓発事業などを実施します。

<見込み量>

リーフレットの作成及び配布、権利擁護等についての啓発事業を予定しています。

■理解促進研修・啓発事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み件数	1件	1件	1件	1件
実利用見込み者数	360人	345人	360人	380人

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現をはかるものです。

<事業の概要>

障がい者等やその家族、地域住民等による団体が、お互いの悩みを共有することや、情報交換できる交流会を開催するなど、地域における自発的な活動を支援します。

<見込み量>

情報交換ができる交流会活動への支援を行うものとし、想定される参加者数を見込みます。

■自発的活動支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み件数	3件	4件	4件	4件
実利用見込み者数	473人	490人	490人	490人

③相談支援事業

障がいのある方や家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営めるよう支援するものです。

<事業の概要>

■障害者相談支援事業

障がい者の様々な問題に対応するために、障がい者や家族の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整等を通じて地域生活に必要な支援を行います。

支援するにあたり関係諸機関と連携をはかるなど、困難ケース等への対応、指導、助言を専門的資格、経験を有する相談支援専門員が行います。

基幹相談支援センターについては、令和3年4月より浦添市障がい福祉関連複合施設に移転し、指定管理者への業務委託が行われることから、機能の継続・充実に向けて取り組みます。

■基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化をはかるものです。

基幹相談支援センター（委託）について、中核的役割を担う機関として、専門的職員（社会福祉士、保健師等）の配置をはかります。

■住宅入居等支援事業

障がいのある方が民間賃貸住宅への入居を希望する際、保証人が確保できないなどを理由に入居に困難を来す場合に対応するため、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、入居後の安定した居住の継続をはかる支援を行います。

利用者を中心に、家族、医療機関、相談支援専門員、市役所、受託業者等の関係者と連携促進に努めます。

<見込み量>

各事業とも、実績に基づき見込み量を算出しています。

■相談支援事業 見込み量

		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター				
	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実施見込み者数	225人	200人	200人	200人
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	実施見込み箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所
	実施見込み者数(申請者)	20人	22人	22人	22人

④成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障害または精神障害等により判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自ら行うことが困難な場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

<事業の概要>

本市では成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、審判の申立てに要する経費及び後見人等の報酬に係る助成を行っています。

<見込み量>

この間、申立てに至るケースが少ない状況にありますが、引き続き障がい者の権利擁護に努めるものとし、毎年5名程度の利用を見込みます。

■成年後見制度利用支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	1人	5人	5人	5人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護をはかることを目的とするものです。

<事業の概要>

法人後見1か所の体制整備を見込みます。

<見込み量>

■成年後見制度法人後見支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	0か所	0か所	1か所	1か所
実施見込み者数	0人	0人	2人	2人

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により、意思疎通をはかることに支障がある障がいのある方に対し、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

<事業の概要>

意思疎通支援事業として、直営により手話通訳者設置事業及び手話通訳者派遣事業を実施するとともに、社会福祉協議会への委託により要約筆記者派遣事業を実施します。

<見込み量>

手話通訳は直営、要約筆記は浦添市社会福祉協議会へ委託しています。なお、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数は年度により増減が大きく、令和元年度は大きな値となっていますが、近年の傾向を勘案した値を見込みます。

■手話通訳者・要約筆記者派遣事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	947人	860人	870人	880人
うち、手話通訳者派遣数	924人	834人	843人	853人
うち、要約筆記者派遣数	23人	26人	27人	27人

■手話通訳者設置事業

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置者数	1人	2人	2人	2人

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜をはかり、その福祉の増進をはかります。

<事業の概要>

排泄管理支援用具や介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、住宅改修費の給付を行っています。

<見込み量>

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

■日常生活用具の給付 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	9件	15件	16件	17件
②自立生活支援用具 「入浴補助用具、歩行支援用具等」	24件	34件	36件	38件
③在宅療養等支援用具 「ネブライザー(吸入器)、 電気式たん吸引器等」	22件	21件	22件	23件
④情報・意思疎通支援用具 「聴覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計等」	33件	28件	29件	30件
⑤排泄管理支援用具 「ストーマ装具、収尿器、紙おむつ等」	1,779件	1,870件	1,870件	1,960件
⑥住宅改修費 「居宅生活動作補助用具」	1件	1件	1件	1件

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通をはかることに支障がある障がいのある方などの自立した日常生活、または社会生活を営めるようにするために、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的に実施する事業です。

<事業の概要>

聴覚障がい者の社会参加等の促進をはかるため、社会福祉協議会に手話奉仕員の養成研修を委託しています。講座の内容は厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムを基準として実施しています。

<見込み量>

浦添市社会福祉協議会へ委託しており、横ばい傾向で推移しています。今後も、おおむね横ばい傾向での推移を見込みます。

■手話奉仕員養成研修事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習修了見込み者数	11人	13人	15人	14人

※「入門編と基礎編を隔年で開催」

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

<事業の概要>

浦添市では、個別支援型（ガイドヘルパー）と車両移送型（リフト付きバスによる移送）を実施しています。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づいて見込み量を算出しており、今後もおおむね横ばい傾向での推移を見込みます。

■移動支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	380人	439人	461人	461人

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、地域の実情に応じ、通所した障がい者に創作または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、それによって障がい者等の地域生活支援の促進をはかることを目的としています。具体的には、地域活動支援センターの基礎的事業に加え、地域活動支援センターの機能強化をはかるための事業を実施するものです。

<事業の概要>

(ア) 地域活動支援センター I 型事業

精神障がい者に対応する専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、精神障害に対する理解促進をはかるための普及啓発事業等を実施します。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型事業

機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等を実施します。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型事業

障がい者の生活や就労に関する相談対応、施設外における就労実習及び障害福祉サービスの情報提供等を行います。

<見込み量>

現状と大きな変化はないものと見込みます。

■地域活動支援センター 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所
実施見込み者数	228人	240人	240人	240人

2) 必須事業の見込み量確保のための方策等

- 基幹型相談支援センターについては、令和3年度より浦添市障がい福祉関連複合施設に移転（指定管理者による実施）しますが、引き続き機能の充実に向けて取り組みます。
- 保証人がいないため民間賃貸住宅に入居することが困難な方について、保証会社による家賃保証を行える住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の周知・利用促進をはかり、入居を支援します。なお、連帯保証人については法的な義務はなく、慣習として行われているものであるため、浦添市障がい者自立支援協議会住まい・地域移行支援部会との連携のもと、不動産事業者や家主等への働きかけを行い、障がいのある方の居住に対する理解促進に努めます。
- 成年後見制度について、法人後見の活動を安定的に実施するための組織の構築に向け、検討を進めていくものとします。
- 日常生活用具給付等事業については、障がいのある方が安定した日常生活を送るため、引き続き、障害特性に合わせた適切な用具を給付・貸与します。また、利用者の要望等を踏まえ、用具の品目や耐用年数等の見直しを適切に行います。
- 手話奉仕員養成研修事業について、継続して手話奉仕員を養成していくものとします。
- 移動支援事業のうち、車両移送型については引き続き浦添市社会福祉協議会へ委託していきます。

(2) その他の事業・任意事業

1) 事業の概要・見込み量

①日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息をはかるものです。

<事業の概要>

障がい児(者)を施設等で一時的に預かり、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練、排泄及び食事の介助等を実施し、障がい児(者)を介護している家族の一時的な休息をはかる事業です。障害福祉サービス同様の利用契約制度とし、利用を希望する障がい児(者)が支給申請を行い、受給者証の交付を受けて、本市の指定を受けた事業者と契約することによりサービスの提供を受けます。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■日中一時支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	39人	45人	45人	45人

②巡回支援専門員整備

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、「障害」が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備をはかり、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上をはかることを目的とするものです。

<事業の概要>

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■巡回支援専門員整備 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	155人	155人	160人	165人

③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するものです。

<事業の概要>

障がい者教養文化体育施設サン・アビリティーズうらそえにおいて、スポーツ・レクリエーション教室等を開催しており、スポーツ活動を通じて障がいのある方の体力増強、交流促進等をはかっています。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	1,103人	1,050人	1,050人	1,050人

④文化芸術活動振興事業

障がい者等の文化芸術活動を振興するため、障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うものです。

<事業の概要>

障がい者教養文化体育施設サン・アビリティーズうらそえにおいて実施しています。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■文化芸術活動振興事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み者数	280人	190人	190人	190人

⑤点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障がい者等の障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じ、適宜障がい者等に提供するものです。

<事業の概要>

市広報誌の音声テープを製作し、視覚障がいのある方に対して、音声による情報を定期的に提供する事業です。

<見込み量>

声の広報は浦添市ボランティア連絡協議会に委託しており、市の広報（毎月1回発行）を音声化して、対象者に配布しています。これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

■点字・声の広報等発行事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用見込み者数	112人	130人	130人	135人

⑥奉仕員養成研修

<事業の概要>

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。

<見込み量>

浦添市社会福祉協議会へ委託しており、これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

■奉仕員養成研修 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習修了見込み者数	44人	45人	45人	45人

2) その他の事業・任意事業の見込み量確保のための方策等

- ・巡回支援専門員整備について、引き続き発達障害等に関する知識を有する専門員を確保して進めていくものとします。
- ・スポーツ・レクリエーション活動支援について、当事者団体と連携をはかり、機会の確保に努めるものとします。
- ・その他の事業についても、障がいのある人や障がいのある子どもが地域でその人らしい生活を営み、社会参加が促進されるようにしていきます。

(3) 地域生活支援促進事業（市町村事業）

1) 事業の概要・見込み量

①障害者虐待防止対策事業

<事業の概要>

障がい者虐待への迅速な対応のため、事前に居室及び受け入れ体制の確保を行うものです。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。また、自立支援協議会において障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化のための機能を追加していきます。

■障害者虐待防止対策事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	1か所	1か所	1か所	1か所
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等の連携協力体制の整備	0か所	1か所	1か所	1か所
市町村障害者虐待防止センターや障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修	1回	1回	1回	1回
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	1人	1人	1人	1人

②発達障害児者及び家族等支援事業

<事業の概要>

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障がい児者及びその家族に対する支援体制の構築をはかる事業です。

<見込み量>

平成30年4月に制度化された事業です。浦添市障がい福祉関連複合施設において新たに実施していくことを検討するものとし、見込み量を算出しています。

■発達障害児者及び家族等支援事業 見込み量

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラムやペアレントプログラム等の支援プログラム	－	0回	0回	1回
ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修	－	1回	1回	1回
	－	5人	5人	5人
ピアサポート推進事業	－	－	1か所	1か所
	－	－	6人	6人

2) 地域生活支援促進事業（市町村事業）の見込み量確保のための方策等

- ・障がい者虐待防止及び権利擁護に関する研修を実施し、普及・啓発をはかっていくものとします。
- ・ペアレントプログラムやペアレントプログラム等の支援プログラムについて、ペアレントプログラムを受けたOBや当事者団体へ調整をしながら、少人数を対象とした養成研修の検討を行います。また、支援スキルを習得するための研修については、関係課と協力しながら、対象者の検討や効果の検証を行います。ピアサポート推進事業については、実施体制について、当事者団体と連携しつつ検討を進めていきます。



6. 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備

浦添市では令和2年3月に「第4次てだこ親子プラン -第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画-」（令和2年度～令和6年度）を策定し、障がいのある子どもと家庭への支援充実に向けた取り組みをしています。さらに、配慮が必要となる子どもも含めて、各事業の需要見込みを算出し、これを満たす確保の内容及びその実施時期を定めています。

こうした方向性を勘案し、保育所・幼稚園等及び放課後児童健全育成事業における配慮が必要な子どもの受け入れについて以下のように見込み、支援のための体制の確保・充実をはかります。

■子ども・子育て支援等の提供体制の整備 見込み量

	令和元年度末 の実績	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	80人	78人	78人	78人
認定こども園	40人	68人	86人	86人
放課後児童健全育成事業	98人	235人	235人	235人
幼稚園	36人	23人	0人	0人

